

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 6 月 15 日（金）第3425号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課取扱い） 1
- 土地改良区の定款の変更の認可（2件）（農地整備課取扱い） 2
- 県営土地改良事業の工事の完了（13件）（農地整備課取扱い） 2
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※）（選挙管理委員会取扱い） 3
- 公 安 委 員 会 公 告
- 機械警備業務管理者講習実施公告（生活安全企画課取扱い） 5
- 正 誤
- 鹿児島県公報第3411号の2（平成30年4月27日付け）の一部訂正（農村振興課取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第674号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により管理理容師資格認定講習会を、美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成30年 6 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルB棟9階
- 2 講習日程
平成30年11月5日（月），同月12日（月）及び同月19日（月）
- 3 講習会場
鹿児島県市町村自治会館
鹿児島市鴨池新町7番4号
- 4 講習科目及び講習時間数
 - (1) 管理理容師資格認定講習会
公衆衛生 4時間
理容所の衛生管理 14時間
 - (2) 管理美容師資格認定講習会
公衆衛生 4時間
美容所の衛生管理 14時間
- 5 受講料
16,000円
- 6 受講申込先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号福岡生活衛生食品会館3階

電話番号 092-632-4501

鹿児島県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により，平成30年5月24日付けで十三塚原土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年6月15日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第676号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により，平成30年4月23日付けで曾於南部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年6月15日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第677号

土地改良事業県営農地整備（通作・半島）（旧：県営半島基幹農道整備）（農道整備）吉利地区の工事は，平成30年3月19日に完了した。

平成30年6月15日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第678号

土地改良事業県営農地防災（農業用河川工作物応急対策）（農業用排水施設整備）玉田地区の工事は，平成30年3月20日に完了した。

平成30年6月15日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第679号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農業用排水施設整備）松元地区の工事は，平成25年3月18日に完了した。

平成30年6月15日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第680号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農道整備）松元地区の工事は，平成26年3月31日に完了した。

平成30年6月15日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第681号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）松元地区岩下換地区の工事は，平成22年3月30日に完了した。

平成30年6月15日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第682号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）松元地区田原春換地区の工事は，平成24年11月20日に完了した。

平成30年6月15日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第683号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）松元地区中尾迫換地区の工事は、平成23年3月23日に完了した。

平成30年6月15日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第684号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）松元地区宮田換地区の工事は、平成23年3月23日に完了した。

平成30年6月15日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第685号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農用地造成）松元地区新村換地区の工事は、平成25年1月31日に完了した。

平成30年6月15日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第686号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（暗渠排水）松元地区の工事は、平成26年3月31日に完了した。

平成30年6月15日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第687号

土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（農業用排水施設整備）出水・米ノ津地区の工事は、平成26年3月27日に完了した。

平成30年6月15日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第688号

土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（農道整備）出水・米ノ津地区の工事は、平成27年3月27日に完了した。

平成30年6月15日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第689号

土地改良事業県営農村地域防災減災（旧：農村災害対策整備）（農用地保全）垂水地区の工事は、平成30年3月20日に完了した。

平成30年6月15日

鹿児島県知事 三反園訓

選挙管理委員会告示**鹿児島県選挙管理委員会告示第13号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成30年4月20日鹿児島県選挙管理委員会告示第8号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成30年6月15日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,502	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	271,884	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数，その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	150,271
	鹿屋市・垂水市区	32,632
	枕崎市区	6,170
	阿久根市・出水郡区	8,970
	出水市区	14,821
	指宿市区	11,718
	西之表市・熊毛郡区	11,820
	薩摩川内市区	26,458
	日置市区	13,690
	曾於市区	10,566
	霧島市・姶良郡区	37,183
	いちき串木野市区	8,024
	南さつま市区	9,907
	志布志市・曾於郡区	12,619
	奄美市区	13,705
	南九州市区	10,199
伊佐市区	7,588	
姶良市区	21,131	
薩摩郡区	6,172	
肝属郡区	10,772	
大島郡区	17,009	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	271,884	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万		

を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
--

公安委員会公告

機械警備業務管理者講習実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年6月15日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

1 講習の実施期間

平成30年7月24日（火）から同月26日（木）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

2 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階小会議室（鹿児島市新屋敷町16番）

3 受講定員

10人（原則として、受付先着順とする。）

4 受講申込みの受付等

(1) 受付期間及び時間帯

ア 期間

平成30年6月25日（月）から同月29日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第4条に規定する別記様式第1号の機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

38,000円（38,000円分の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。）

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

5 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

6 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

(1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

(2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会

電話番号 099-224-4490

正 誤

平成30年4月27日付け鹿児島県公報第3411号の2中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
4	下から15行目	加治木農業振興地域	加治木農業振興地域の区域 （昭和60年2月13日鹿児島 県告示第255号による変更後 の区域）
	下から14行目	昭和60年2月13日鹿児島県 告示第255号	平成2年3月23日鹿児島県 告示第702号
	下から10行目	加治木農業振興地域	加治木農業振興地域の区域